

瑞 個 収 第 1 号
令和8年8月10日

瑞穂町教育委員会 様

瑞穂町個人情報保護審査会
会長 町田 和美

諮問（諮問個第8－1号）について（答申）

令和8年4月28日付け瑞教教発第53号により諮問のあった、瑞穂町教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定処分（令和8年3月26日付け瑞教教収第208号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

本件処分について、実施機関は本件処分を取り消し、職員が作成し組織共用フォルダー内にデータとして保存しているデータも含めて改めて特定を行い、開示・非開示の判断をすべきである。

2 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

令和8年4月28日	諮問
令和8年7月9日	実施機関に対する聴取
同日	審議

3 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、審査請求人が行った「1 令和6年3月から令和7年1月頃にかけて、Aによるパワーハラスメントを受けたとされる件について、すでに情報公開請求により送付された文書以外のもので、X（開示請求者本人）及び

Aから直接聴取した内容を記録したすべての記録文書 2 令和6年3月から令和7年1月頃にかけて、Aによるパワーハラスメントを受けたとされる件について、当事者間で齟齬が生じている内容（Bが作成した文書「令和6年12月3日（火）Xとの話し合いについて」内の①座席について②希望調査票の記載内容について③リフレクション研修中の職務について）について第三者からの聴取記録 3 令和6年3月から令和7年1月頃にかけて、Aによるパワーハラスメントを受けたとされる件について、判定会議を行った際の議事録」（以下「本件対象個人情報」という。）の開示請求に対して実施機関が行った本件処分について、その取消しと、本件対象個人情報の開示決定処分を求めるものである。

（2）審査請求の理由について

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

審査請求人は令和6年8月末頃までに数回、実施機関との間で話し合いを行っている。今回の開示請求に対して、具体的な聴取記録などがすべて不存在ということであった。実施機関がパワーハラスメントの有無を調査し、最終的にパワーハラスメントに該当しないと判断している以上、その判断に至る過程で少なくとも事情聴取や事実確認が行われているはずである。そうだとすればその記録が残されているのが通常であり、探索が尽くされていない可能性がある。

4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

弁明書及び審査会の実施した聴取における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

令和7年10月28日、審査請求人は、実施機関に対して保有個人情報開示請求を行い、実施機関は同年11月27日に次の4点の保有個人情報を開示している。

①実績・行動記録報告書

②令和6年10月29日（火）開示請求者との話し合い記録

③令和6年12月3日（火）開示請求者との話し合い記録

④令和6年12月26日（木）開示請求者との話し合い記録

本件処分は、その後の令和8年2月25日付けで行われた保有個人情報開示請求に対して行われたものであるが、当該開示請求に際し、審査請求人自身が、「すでに送付された文書以外のもの」という限定をしていたため、該当する情報が存在しなかったことから、非開示としたものである。

5 審査会の判断

実施機関への聴取過程で、実施機関の担当職員が、審査請求人又はAとの間で行った聴取に立ち会った際に、その内容を書きとったメモ（以下「本件メモ」という。）の存在が判明した。このメモの内容を詳細に確認するとともに、保有個人情報に該当するか否か審議を行った。

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

（１）保有個人情報の定義について

個人情報開示請求の対象となる保有個人情報について、法第60条第1項は、行政機関等の職員が「職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」であり、「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」と規定している。この「地方公共団体等行政文書」については、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの」と規定している。

そして保有個人情報などの情報は、作成・取得されて、利用され、保存され、そして廃棄されるという一連の流れの中にあるものである。このことから、この定義に該当するか否かの評価・判断は、それら一連の実態に即して行うべきである。

（２）本件メモについての当てはめ

ア まず「職務上作成し、又は取得した」ものと言えるかどうかについて検討する。

本件メモについて、その作成・取得の実態を見てみると、実施機関の説明によれば、本件メモは、審査請求人又はAとの間で行った聴取に業務の一環として立ち会った実施機関の職員が、備忘録すなわち職務の記録として作成した電磁的記録であるという。また、作成に際しては、作成者である職員のみでなく、組織を管理する職にある課長の確認も受けていたとされ、必要に応じて修正等の指示も受けたという。また、作成の形式は、既に関示されている保有個人情報（上記4②③④）と良く似ていて、詳細である。

そうすると、行政機関等の職員が「職務上作成し、又は取得した」ものであると言える。

イ 次に、「組織的に用いるもの」として「保有しているもの」、すなわち組織共用性が認められるかについて検討する。

本件メモについて、その利用、保有及び廃棄の実態を見てみると、実施機関の

説明によれば、保存の場所は、組織共用のデータフォルダー内であり、同じ組織に属する職員であれば誰でも参照することが可能な状態であったという。また、本件メモは現時点で未廃棄であり、しかも電子データの廃棄についての既定のルールは存在しないが、仮に廃棄することになった場合には、組織共有のフォルダー内に保存されたデータについて、作成者等の職員個人が、組織としての判断を経ず独断で廃棄等を行うことは通常想定しにくいと言える。

そうすると、本件メモには組織共用性が認められる。

ウ 以上のことから、本件メモは、その作成・取得、利用、廃棄等の一連の流れにおいて当該行政機関等が保有している実態を有していたのであり、そこに記載された情報は保有個人情報に該当する、と言うべきである。

エ なお、実施機関は、正式な文書処理による共有手続が取られておらず、また、その後の処分等の根拠資料として実際に利用されなかった旨を主張する。確かにそれは組織としての利用について消極的評価をする1つの事情にはなるものであるといえる。しかし、本件メモが作成段階で担当課長の確認を得て作成されていたことを考慮すれば、共有手続こそ正式に取られていないものの、一定の組織内での共有は図られていたと言える。また、そもそも本件メモの目的が備忘録であったとすれば、組織共有のデータフォルダーに、ある程度の完成度をもって保存された時点で、同じ組織に所属する人間が誰でも当時の記録として利用することが可能な状態になっていたのであり、一定の利用目的を達成していると言える。実施機関の主張する内容は、本件メモの組織共用性を否定しきるほどの実態とは言えない。

(3) 結論

従って、本件メモについて、保有個人情報に該当しないとした実施機関の判断には誤りがあるから、本件処分は取り消されるべきである。また、本件メモと同じ性質を有する情報が他に存在しないかどうかについて改めて探索作業を実施した上で、それら情報について本件対象個人情報に該当しないかを改めて判断し、開示・非開示を決定すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査に関わった委員の氏名

町田和美、坂内幸男、木村裕史、藤江勇佑